

野生いのししの豚熱等調査への御協力をお願い

豚やいのししに感染する豚熱等の伝染病について、県内の野生いのししへの感染状況を把握するため、昨年に引き続き、「野生いのししの豚熱等感染状況調査」を実施します。

御協力いただきたいこと

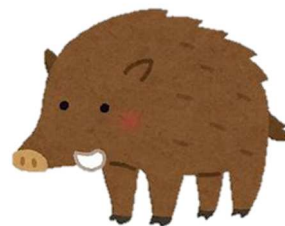
○調査対象となる野生いのししの捕獲・血液採取・記録・消毒・材料送付

【調査対象】次の条件を全て満たすもの

- ・食用に供さないもの
- ・広島県内で捕獲されたもの（上限270頭）

【調査期間】

令和5年5月下旬（予定）～令和6年3月22日（金）



狩猟者の皆様へお願いすること【昨年度との変更点はありません】

令和4年度	令和5年度
<ul style="list-style-type: none">・捕獲・止め刺し・写真撮影・検査材料（血液）採取・個体情報の記録・死体の処分・捕獲・採材場所の消毒・検査材料等の委託業者への送付	<ul style="list-style-type: none">・捕獲・止め刺し・写真撮影・検査材料（血液）採取・個体情報の記録・死体の処分・捕獲・採材場所の消毒・検査材料等の委託業者への送付

- ・必要な資材については、事前に委託業者からお届けします。
- ・採材後の死体は、有害獣の処分と同様に、管轄の市町の方針に従い適切に行ってください。

【検査促進費】

御協力いただいた場合、検査促進費として1頭当たり6千円をお支払いします。

※支払い事務のため、①口座振込依頼書、②通帳の写し、③捕獲報告書の提出をお願いします（R4年度に①②を提出されている場合は、R5の提出は不要です。また、③の様式は、別紙のとおりです）。

※本事業の検査促進費は、市町が実施するいのししの捕獲に係る補助金等（鳥獣被害防止緊急捕獲活動事業など）と重複して受給できます。

【事業の流れ】

1 箱わな等に野生いのししを捕獲	
2 止め刺し等により当該いのししを絶命させる	 <p>捕獲者</p>
3 写真の撮影	 <p>捕獲者</p>
4 検査材料（血液）を採取	 <p>捕獲者</p>
5 個体情報の記録	 <p>捕獲者</p>
6 死体の処分	 <p>焼却場等</p>
7 捕獲・採材場所の消毒	 <p>消石灰</p> <p>捕獲者</p>
8 検査材料等の委託業者への送付	 <p>捕獲者</p> <p>委託業者</p>
<p>9 県へ各種書類（①～③）を提出</p> <p>①口座振込依頼書、②通帳の写し、③捕獲報告書</p> <p>【提出先】 広島県農林水産局畜産課 FAX：082-228-0396 メール：nouchikusan@pref.hiroshima.lg.jp</p>	 <p>捕獲者</p> <p>県</p> <p>①、②は初回のみ、③は毎回提出 ※①、③ともに押印不要</p>
<p>10 県から検査促進費を支払い</p> <p>※毎月 15 日までに收受した捕獲報告書について、月末に支払い事務を行います。16 日以降の收受分は、翌月末に支払い事務を行います。</p>	 <p>検査促進費</p> <p>捕獲者</p> <p>県</p>

豚熱とは

平成 30 年 9 月 9 日に岐阜県において、国内では 26 年ぶりに発生が確認されて以降、継続的に発生が確認されています。治療法がなく、養豚農場で発生した際には甚大な被害をもたらします。

Q1：原因は？ → A1：豚熱ウイルスです。

Q2：人もかかるの？ → A2：豚、いのししの伝染病であり、人には感染しません。

Q3：症状は？ → A3：豚において、強い伝染力と高い致死率が特徴的です。

Q4：広島県内で発生しているの？

→ A4：野生いのししで 23 例確認されています。(令和 5 年 5 月 15 日現在)

調査についてのご不明点は、こちらへお問い合わせください

農林水産局畜産課家畜衛生グループ

082 - 513 - 3607 (直通)